諮問庁:厚生労働大臣

諮問日:平成29年5月8日(平成29年(行情)諮問第176号)

答申日:平成30年3月12日(平成29年度(行情)答申第515号)

事件名:特定期間の山梨労働局等の退庁簿等の一部開示決定に関する件

# 答 申 書

#### 第1 審査会の結論

別表1に掲げる文書(以下「本件対象文書」という。)につき、その一部を不開示とした各決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表2の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (以下「法」という。)3条の規定に基づく開示請求に対し、山梨労働局 長(以下「処分庁」という。)が、平成28年12月28日付け山梨局開 第28-13-1号ないし第28-13-11号、同日付け山梨局開第28-8-16-1号ないし第28-16-11号、同日付け山梨局開第28-17-1号ないし第28-17-11号、同日付け山梨局開第28-18--1号ないし第28-18-11号及び同日付け山梨局開第28-18-1号ないし第28-19-11号により行った各一部開示決定(以下「原 処分」という。)について、その不開示部分の開示を求めるというもので ある。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載 によると、おおむね以下のとおりである。

#### (1)審査請求書

会計処理や勤務管理等の適正化、会計検査院の指摘の不正防止等のため、登退庁簿と機械警備記録(入退館情報一覧表)の退庁時間、時刻、担当事務所欄等、全ての項目の開示をお願いします。入退館情報一覧表の備考欄については、数字が誰であるかわかるものについても開示をお願いします。

#### (2) 意見書

複数の省庁に対して、登退庁簿(退庁時間、退庁者などが記載してある帳簿)の開示を求めましたが、厚生労働省労働局だけ登退庁簿の退庁時間等を開示されなかったことに強い違和感を覚えます。民間の勤務時

間管理を指導する労働局ですから、このような勤務時間管理関係書類は開示することが通常であると思われます。労働局に関しては、(平成11年度から18年度)において、158、393、474円の超過勤務手当の不適正支給が指摘され回収となりましたが、退庁簿や機械警備記録が発見の端緒となりました。当事務所で直近5年間の超過勤務手当回収、追給の状況を調べましたが、多くの帳簿の2重作成や3重作成、不適正支給があることが分かりました。これは、現時点で勤務時間管理が全て手書きの帳簿によって行われていることにも起因します。手書きですとログやアクセス権限などの管理がなく、書類の2重作成や、監査が終わってからの書類の書き換えなどの不正が容易にできてしまい、書類の真正性が担保されにくいです。民間企業の労働時間管理を指導する労働局で、勤務時間管理に関する不適正管理等が行われているため、最低限のチェックが必要であると思われ、退庁簿の退庁時刻に関する記載については、開示すべきであるものと考えられます。

また、例えば庁舎の賃貸料も、支出決定決議書などで確認すると、数十人の小規模署所についても、賃料が年間1千万円を超えるような場所も多くあります。これは、労働局や署所が人通りの多い市街地にあるためと思われます。庁舎の機械警備についても、年間50万円を超える予算を使用して庁舎警備を民間企業と契約していることが支出決定決議書などで分かります。また、例えば電気代についても、職員数30人程度の庁舎で年間100万円を超える金額が使用されていることが、支出負担行為即支出決定決議書で確認できます。このように、多額の税金を投入して庁舎は運営されていますので、どのように庁舎が使用されているのか等知る権利が国民にはあると思われます。財政民主主義の観点からも重要なチェックであると考えられます。例えば職員の在庁時間と業務遂行の成果を比べ、生産性などを評価することや、在庁時間と電気代使用料金をくらべ、無駄遣いがないかなどをチェックすることとなども考えられます。

犯罪の予防のために、開示できない趣旨が諮問庁の理由説明書にありますが、具体的に侵入され窃盗事件などがあった件数はどれくらいになるのでしょうか。例えば、警察庁の犯罪白書では、侵入窃盗事件は平成27年度全国で8万6373件起きています。労働局などの市街地の人通りの多い場所にある建物で、侵入窃盗事件が起きる割合は、他の建物より相当低いと考えられます。また、犯罪の件数で言えば、外部からより、内部からの犯罪のほうが圧倒的に件数が多いのはよく知られていることであると思います。会計検査院の指摘にあるように、実態のない勤務に1億円以上支払ったことがありますが、外部からの侵入窃盗によりおきた被害は100万円も無いと思われます。つまり、具体的な被害の

金額では、内部からの犯行が数十倍から数百倍にもなることが予想されます。このほかにも、個人情報のデータを大量に窃盗し個人情報を販売等する事件は、外部からの犯行は考えられませんが、内部の職員からの犯行は考えられるものとなり、実際に多数の事件が報道されていますが、すべて内部職員の犯行です。

「最終の退庁者は一定の時間は事務室に一人でいる場合も多いことか ら、所要で一時的に職員が不在となった事務室や最終退庁後の事務室に 部外者の不法な侵入を許す等の危険性が高くなる」とありますが,頻度 はほとんど無いと思われますが、所要で一時的に職員が不在になる場合、 必ず施錠を行ってください。施錠しないで庁舎を不在にする行為は、一 般市民が心掛ける注意義務を怠っています。(仮に機械警備を作動させ なくとも施錠はできます。)最終退庁後の事務室については、機械警備 をしていますので、侵入すればすぐに人感センサーが反応し、大音量の 警報がなるとともに警備員が駆けつけます。機械警備会社に問い合わせ たところ、ほぼ100パーセントの確率で侵入を検知できるとのことで す。わずかに機械警備されていない小規模庁舎もまだあるかもしれませ んが,かりに侵入したとしても,現金は金庫に入っていますし,個人情 報は鍵のかかったキャビネットにあります。コンピューターはICカー ドとパスワードが必要ですので、侵入の動機は無いかと思われます。現 金については,現在はほぼ全て振り込みになっており,日雇い労働者関 係についても振り込みが認められるようになりました。現在では、労働 局で高額な現金を扱うことはありません。

また、最終退庁者が一定時間1人でいるということは、業務の適切な配分や負担がなされていないことになります。そのような職場では、何時に業務が終わるかなどを予測することができません。過去の退庁時間帯を把握することができたとしても、未来の退庁時間を予測できないため、過去の記録を開示したとしてもリスクにはなり得ません。

「最終退庁者は一定の時間は事務室に一人でいることが多い」とのことですが、この状況を想定することは困難です。以下の理由があります。 超過勤務予定者報告書等を定時前に提出させ、どれくらいの業務残量があるか所属長他管理職が確認して業務をあらかじめ分散する形を厚生労働省、全国の労働局ではとっています。

総務部長他管理職が業務の偏りがないか等をチェックすることが規則 等に明記されています。

「職員の具体的な退庁時刻の傾向や事務室に人気がいなくなる具体的な時間帯等が推察される」とありますが、基本的に開庁時間帯については労働局のホームページや庁舎での案内掲示などで確認することができます。例えば、ハローワーク甲府では、

- ア 平日(月~金) 8時30分~17時15分 (通常の業務を行っております)
- イ 平日(月水金)17時16分から19時 (平日の日中に来所が難しい在職者の方などを対象に, お仕事の相

談・紹介のみを行っております。)

ウ 第2・4 土曜日10時から17時

(原則として,平日に来所が難しい在職者の方などを対象に,お仕事 の相談・紹介のみを行っております。), (雇用保険業務, 求人受付 業務、マザーズコーナーでのご相談等は終日行っておりません。)

エ 日・祝日は開庁しておりません。

との記載があります。

さらに、業務システムについては、WEBシステムの形を取っており、 19時30分など決まった時間に通信が終了しますので、20時以降は 人気がいなくなることはすでにわかっています。

超過勤務等命令簿や勤務時間報告書その他勤務時間管理,健康管理系 の各種帳簿について、開示されるため人気がいなくなる具体的な時間帯 を推測してくださいといわれれば、すでに推測できる状態になっていま す。

現在では勤務時間管理意識の高まり等の理由で、午後の一定時間後は 完全消灯します。などと積極的にアピールする行政機関もありますが、 そのような機関で犯罪が増えたというような事実はありません。

これらのことから、登退庁簿の登退庁時刻について、法5条4号及び 6号柱書きに該当することはありません。全国には700以上の労働局 関連施設がありますが、例えば大災害で被害をうけた庁舎など極めて特 殊な事例を除き、ほぼすべての庁舎について開示しても問題ないと考え られます。

#### 第3 諮問庁の説明の要旨

- 理由説明書
- (1) 本件審査請求の経緯
  - ア 本件審査請求人である開示請求者(以下,第3において「請求者」 という。)は、平成28年10月23日付けで、処分庁に対して、法 3条の規定に基づき、「平成23年度から平成27年度の山梨労働局 員の超過勤務等命令簿。(平成27年3月31日時点で行政継続10 年未満の職員に限る。)また、各庁舎の退庁簿等(最終退庁者の氏名 と退庁時間が記載されてあるもの)と機械警備記録等」に係る開示請 求を行った。
  - イ これに対して、処分庁が、原処分を行ったところ、請求者がこれを 不服として、平成29年2月3日付け(同月6日受付)で審査請求を

提起したものである。

#### (2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、その余の部分については、法5条1号、4号及び6号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当であると考える。

#### (3)理由

#### ア 本件対象行政文書の特定について

本件対象行政文書は、平成23年度から平成27年度分の山梨労働局並びに同労働局管下の労働基準監督署及び公共職業安定所に所属する職員(平成27年3月31日時点で行政勤続10年未満の職員に限る。)に係る超過勤務等命令簿、退庁簿(行政文書の名称を問わず、最終退庁者の氏名及び退庁時刻が記載されているもの。以下同じ。)及び機械警備記録であり、年度別かつ労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所毎に対象行政文書を特定した。

#### (ア) 超過勤務等命令簿について

超過勤務命令簿は、①氏名、②所属部署名、③俸給表における職員の号俸、④日付、⑤管理者の氏名及び印、⑥勤務命令時間、⑦夜間勤務、⑧休日勤務、⑨超過勤務時間、⑩超勤代休時間の勤務、⑪勤務の内容の項目が設けられている。

### (イ)退庁簿について

退庁簿は、各庁舎により様式が異なっており、記載内容についても一部異なるが、①日付、②登退庁時刻(解錠時刻、施錠時刻を含む。以下同じ。)、③登退庁者名、④庁舎内の点検箇所及び当該箇所の点検状況、⑤当日の登退庁又は施錠、解錠に係る状況等の記載が認められる。

#### (ウ)機械警備記録について

機械警備記録は、①庁舎名、②警備担当事業所名、③日付、④操作時刻、⑤担当者名、⑥異常発報状況、⑦備考の項目が設けられ、この他手書きにて、⑧④ないし⑦に関する情報の記載が認められる。

#### イ 不開示情報該当性について

#### (ア) 超過勤務等命令簿について

超過勤務等命令簿については、原処分において、③俸給表における職員の号俸を不開示としている。当該情報は職員個人に関する情報であり、法5条1号の不開示情報に該当し、職務遂行に係る情報に該当するとは認められないことから同号ただし書いにも該当せず、同号ただし書イ及び口に該当する特段の事情も認められないため、不開示とすることが妥当である。

#### (イ)退庁簿について

退庁簿については、原処分において、②登退庁時間、④庁舎内の 点検箇所及び当該箇所の点検状況及び⑤当日の登退庁又は施錠、解 錠に係る状況等を不開示としている。

このうち②及び④の情報については、これらを公にした場合、部外者に最終の退庁者となる職員の具体的な退庁時刻の傾向や事務室に人気がなくなる具体的な時間帯等が推察されることとなる。また、最終の退庁者は一定の時間は事務室に一人でいる場合も多いことから、所用で一時的に職員が不在となった事務室や職員退庁後の事務室に部外者の不法な侵入を許す等の危険性が高くなる。

また、具体的な点検箇所及び点検状況を公にすると、庁舎設備の 不具合等を明らかにすることにつながり、保全・防災・防犯上のリ スクを大きくすることにもつながる。

これらのことから、当該部分を公にすることは、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、庁舎管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあることから、これらの情報は法5条4号及び法5条6号柱書きに該当するため原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

⑤の情報のうち、その登退庁又は施錠・解錠の理由等が職務に基づかない情報であるもの及び当該情報に係る職員に係る記載は、特定の個人に関する情報であり、法5条1号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当しないことから不開示とすることが妥当である。

#### (ウ)機械警備記録について

機械警備記録については、原処分において、②警備担当事業所名、 ④操作時刻、⑥異常発報状況、⑦備考及び⑧④ないし⑦に関する情報を不開示としている。

②、④、⑥及び⑦の情報並びに⑧の情報の一部を公にした場合、上記(イ)と同様に所用で一時的に職員が不在となった事務室や職員退庁後の事務室に部外者の不法な侵入を許す等の危険性が高くなる。また、警備会社を特定されることにより、労働局の職員になりすまし警備情報を聞き出す危険性がある。さらに、異常発報状況についても、開示することにより機械警備装置の設置場所を特定され、警備の弱点が公にされ庁舎警備に影響を及ぼす可能性がある。

以上のことから、これらの情報は、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、庁舎管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあることから法5条4号及び法5条6号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示と

することが妥当である。

#### ウ 新たに開示する部分について

退庁簿記載の⑤当時の登退庁又は施錠・解錠に係る状況等のうち上記イ(イ)に掲げる不開示情報に該当しない箇所については、法5条各号の不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

#### (4)請求者の主張について

請求者は、審査請求書の中で、「会計処理や勤務管理等の適正化、会計検査院指摘の不正防止等」を理由として「登退庁簿と機械警備記録(入退館情報一覧表)の退庁時間、時刻、担当事務所欄等、全ての項目の開示」を求めているが、開示・不開示の判断は請求の理由・目的に関わらず、法5条各号に基づき判断されるものであり、本件対象行政文書に係る不開示情報該当性については、上記(3)イで示したとおりであるため、請求者の主張は認められない。

#### (5) 結論

以上のとおり、本件対象行政文書については、原処分の一部を変更し、 上記(3)ウに掲げる部分については新たに開示した上で、その余の部 分については、原処分を維持することが妥当であると考える。

#### 2 補充理由説明書

法19条1項の規定に基づき、平成29年5月2日付け厚生労働省発基0502第2号により諮問した平成29年(行情)諮問第176号に係る諮問書理由説明書の記3(2)イ及びウにつき、以下のとおり修正する。

#### イ 退庁簿について

退庁簿については、原処分において、②登退庁時間、④庁舎内の点検 箇所及び当該箇所の点検状況及び⑤当日の登退庁又は施錠、解錠に係る 状況等を不開示としている。

このうち②及び④の情報については、これらを公にした場合、部外者に最終の退庁者となる職員の具体的な退庁時刻の傾向や事務室に人気がなくなる具体的な時間帯等が推察されることとなる。また、最終の退庁者は一定の時間は事務室に一人でいる場合も多いことから、所用で一時的に職員が不在となった事務室や職員退庁後の事務室に部外者の不法な侵入を許す等の危険性が高くなる。

また、具体的な点検箇所及び点検状況を公にすると、庁舎設備の不具合等を明らかにすることにつながり、保全・防災・防犯上のリスクを大きくすることにもつながる。

これらのことから、当該部分を公にすることは、犯罪の予防その他の 公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、庁舎管理 に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあることから、これらの情報は法5条4号及び法5条6号柱書きに該当するため原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

⑤の情報のうち、その登退庁又は施錠・解錠の理由等が職務に基づかない情報であるもの及び当該情報に係る職員に係る記載は、特定の個人に関する情報であり、法 5 条 1 号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当しないことから不開示とすることが妥当である。

また、⑤の情報のうち、警備会社に連絡して施錠・解錠した事に関する記載について公にした場合、警備会社を特定されることにより、労働局の職員になりすまし警備情報を聞き出す危険性や、どのような場合に、警備会社によって施錠されるかが明らかになることにより、警備の弱点が公にされ庁舎警備に影響を及ぼす可能性がある。以上のことから、これらの情報は、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす恐れがあり、また、庁舎管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある情報であることから法5条4号及び法5条6号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### ウ 機械警備記録について

機械警備記録については、原処分において、②警備担当事業所名、④ 操作時刻、⑥異常発報状況、⑦備考及び⑧④ないし⑦に関する情報を不 開示としている。

②, ④, ⑥及び⑦の情報並びに⑧の情報の一部を公にした場合,上記 イと同様に所用で一時的に職員が不在となった事務室や職員退庁後の 事務室に部外者の不法な侵入を許す等の危険性が高くなる。また,警 備会社を特定されることにより,労働局の職員になりすまし警備情報 を聞き出す危険性がある。さらに,異常発報状況についても,開示す ることにより機械警備装置の設置場所を特定され,警備の弱点が公に され庁舎警備に影響を及ぼす可能性がある。

以上のことから、これらの情報は、犯罪の予防その他の公共の安全と 秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、庁舎管理に係る事務の 適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあることから法5条4号及び法5条6 号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当で ある。

また、⑧の情報のうち、施錠・解錠の理由等が職務に基づかない情報であるもの及び当該情報に係る職員に係る記載は、特定の個人に関する情報であり、法 5 条 1 号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当しないことから不開示とすることが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成29年5月8日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同月25日 審議

④ 同年6月6日 審査請求人から意見書を収受

⑤ 同年9月14日 本件対象文書の見分及び審議

⑥ 平成30年2月20日 諮問庁から補充理由説明書を収受

⑦ 同年3月8日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書(別表1に掲げる文書(超過勤務等命令簿,退庁簿及び機械警備記録))の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書の一部について、法5条1号、2号、4号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、退庁簿及び機械警備記録の全ての開示を 求めているが、諮問庁は、原処分において不開示とした部分のうち一部を 新たに開示するとした上で、その余の部分については、法5条1号、4号 及び6号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥 当であるとしているので、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえて、不 開示部分の不開示情報該当性について検討する。

#### 2 不開示情報該当性について

(1)退庁簿の不開示部分について

諮問庁は、当該部分の不開示情報該当性について、上記第3の2のとおり説明する。

#### ア 通番1について

通番1は、登退庁時間についての記載であり、これを公にすると、 最終の退庁者となる職員の具体的な退庁時間の傾向や事務室に人気 がなくなる具体的な時間等が推察されることとなると認められる。

そうすると、最終の退庁者は、一定の時間は事務室に一人でいる場合も多いことから、所用で一時的に職員が不在となった事務室や職員退庁後の事務室に部外者の不法な侵入を許す等の危険性が高くなるなど、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるとの諮問庁の説明を否定することはできない。

したがって、当該部分は、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めるにつき相当の理由があると認められることから、法 5 条 4 号に該当し、同条 6 号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当で

ある。

#### イ 通番2について

通番 2 は点検の有無の記載であり、火気始末、電子機器の電源の確認及び施錠確認の点検項目は原処分で開示されている。

したがって、これを公にしても、庁内に具体的にどのような備品があり、それを具体的にどのように点検したか、施錠をどこで行っていたのかといった詳細が明らかになるものではないことから、庁舎設備の不具合等が明らかになり、保全・防災・防犯上のリスクを大きくするものではなく、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、また、庁舎管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるとも認められない。

したがって、法5条4号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### ウ 通番3について

通番3は、登退庁又は施錠・解錠に係る状況であり、原処分で開示されている登退庁者の氏名と一体として、それぞれ法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報に該当する。

(ア) このうち、別表の5欄に掲げる部分は、登退庁又は施錠・解錠の 理由が、システム改修による土日出勤など公務員の職務の遂行に係 るものであることから、法5条1号ただし書ハに該当する。

また、当該部分を公にしても、庁舎管理に係る事務の適正な遂行 に関するおそれ又は犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に 支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、4号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ)上記(ア)を除く部分のうち、警備会社に連絡して施錠・解錠したことに関する記載については、当該部分を公にすると、どのような場合に、どの時間帯で警備会社に連絡して施錠等したかが明らかとなり、それを利用して、部外者の不法な進入を許す等の危険性が高くなるとの諮問庁の説明は否定できない。

したがって、当該部分は、法5条4号に該当し、同条1号及び6 号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当で ある

(ウ) その余の部分については、私物の忘れ物を取りに庁舎に戻ったことなどの記載であり、公務員の職務遂行に係る情報とは認められないことから、法5条1号ただし書ハに該当せず、同号ただし書イ及び口に該当する事情も認められない。また、登退庁した職員の氏名

が開示されていることから、法6条2項の部分開示はできない。 したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条4号及び6 号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当で ある。

#### (2)機械警備記録の不開示部分について

諮問庁は、当該部分の不開示情報該当性について、上記第3の2のと おり説明する。

#### ア 通番4について

当該部分は、警備担当事業所名、異常発報情報欄及び備考欄の記載であり、異常の状態の詳細と解消のための対応等の庁内警備に関する情報が記載されており、これを公にすると、当該情報を利用して、機械警備システムへの不法な侵入等が行われるおそれがあり、庁舎管理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法 5 条 6 号柱書きに該当し、同条 4 号について判断するまでもなく不開示とすることが妥当である。

#### イ 通番5について

- (ア) 当該部分のうち、警備担当事業所名、警備機器の操作記録、異常 発報情報やその異常の状態の詳細と解消のための対応等の記載は、 いずれも庁内警備に関する情報であり、上記アと同様の理由により、 法5条6号柱書きに該当し、同条1号及び4号について判断するま でもなく不開示とすることが妥当である。
- (イ)上記(ア)を除く部分のうち、別表の5欄の(ア)に掲げる部分は、システム改修による土日出勤した旨等の記載であり、法5条1号本文後段に規定する特定の個人を識別することができないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するが、公務員の職務の遂行に係るものであることから、上記(1)ウ(ア)と同様の理由により、法5条1号、4号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。
- (ウ) その余の部分については、公務員の氏名及び当該公務員が私物の 忘れ物を取りに入退庁したといった私用についての記載であり、一 体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって 特定の個人を識別することができるものに該当する。

このうち、公務員の氏名については、法 5 条 1 号ただし書イに該当し、また、当該部分を公にしても、庁舎管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。その余の私用で入退庁した旨の記載については、同号ただし書ハに該当せず、さらに、同号ただし書イ及び口に該当する事情は認められない。ま

た, 当該公務員の氏名が開示されていることから, 法 6 条 2 項の部分開示はできない。

したがって、当該部分のうち、公務員の氏名については、法5条1号、4号及び6号柱書きのいずれにも該当せず開示すべきであるが、その余の私用で入退庁した旨の記載については、同条1号に該当し、同条4号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- 3 審査請求人のその他の主張について
- (1)審査請求人は、審査請求書において、「入退館情報一覧表の備考欄については、数字が誰であるかわかるもの」についても開示を求めているが、こうした主張は、本件開示請求の文言から離れ、不服申立手続きにおいて開示請求の範囲を拡大しようとするものであり、これを認めることはできない。
- (2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断 を左右するものではない。
- 4 本件各一部開示決定の妥当性について 以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 1 号、2 号、 4 号及び 6 号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、審 査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条 1 号、4 号及び 6 号柱書きに該 当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表 2 の 5 欄に 掲げる部分を除く部分は、同条 1 号、4 号及び 6 号柱書きに該当すると認 められるので、不開示とすることは妥当であるが、別表 2 の 5 欄に掲げる 部分は、同条 1 号、4 号及び 6 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべ きであると判断した。

## (第3部会)

委員 岡島敦子,委員 葭葉裕子,委員 渡井理佳子

# 別表 1

文書	該当年度	原処分の発出番号
山梨労働局並びに同労働局	平成23年	山梨局開第28-13-1号ないし
管下の労働基準監督署及び	度	第28-13-11号
公共職業安定所に所属する	平成24年	山梨局開第28-16-1号ないし
職員(平成27年3月31	度	第28-16-11号
日時点で行政勤続10年未	平成25年	山梨局開第28-17-1号ないし
満の職員に限る。)に係る	度	第28-17-11号
超過勤務等命令簿,退庁簿	平成26年	山梨局開第28-18-1号ないし
(行政文書の名称を問わ	度	第28-18-11号
ず、最終退庁者の氏名及び	平成27年	山梨局開第28-19-1号ないし
退庁時刻が記載されている	度	第28-19-11号
もの。)及び機械警備記録		

別表 2

別衣 4		<u></u>	1			
1 行	2	3 諮問庁にお	4	不開	見示情	5 開示すべき部分
政文書		いて不開示とさ	報			
名	通	れている部分	(法5条該当		<b>€該当</b>	
	番		号)			
			1	4	6 号	
			号	号	柱書	
					き	
超過勤		③俸給表におけ	$\circ$			_
務命令		る職員の号俸				
簿						
退庁簿	1	②登退庁時間		$\circ$	$\circ$	
	2	④庁舎内の点検		0	0	全て開示
		箇所及び当該箇				
		所の点検状況				
	3	⑤当日の登退庁	$\bigcirc$	$\bigcirc$	0	次の(1)ないし(9)に
		又は施錠、解錠				関する記載部分とその際の再
		に係る状況				退庁者の記載
		1- M O M//L				(1)システム導入・移行作
						業の立ち会い, (2)クーラ
						柔の立ら云い, (2)シーラ    一など庁内機器の取り替え・
						改修作業, (3) 報告書又は
						資料の作成, (4)電気整備
						の点検の立ち会い、(5)庁
						内清掃作業の立ち会い。
						(6) 書庫入れ替え, (7)
						外部会議の出席, (8)外部
						の講演会の出席、(9)上記
						(1) ないし(8) の他, 当
						該公務員の職務と関連が明ら
						かにある場合の記載(注3)
機械警	4	②警備担当事業		0	0	
備記録		所名,④操作時				
		刻,⑥異常発報				
		状況,⑦備考				
		•				•

5	5 ⑧ 操作時刻,	$\bigcirc$	$\circ$	$\bigcirc$	(ア)次の(1)ないし
	担当者名,異常				(9)に関する記載部分とそ
	発報状況,備考				の際の再退庁者の記載
	などに関する情				(1)システム導入・移行作
	報(手書き)				業の立ち会い, (2) クーラ
					ーなど庁内機器の取り替え・
					改修作業, (3)報告書又は
					資料の作成, (4)電気整備
					の点検の立ち会い, (5)庁
					内清掃作業の立ち会い,
					(6)書庫入れ替え, (7)
					外部会議の出席, (8)外部
					の講演会の出席, (9)上記
					(1)ないし(8)の他,当
					該公務員の職務と関連が明ら
					かにある場合の記載(注3)
					(イ)私物の忘れ物を取りに
					入退庁したといった公務員の
					職務遂行ではない私用による
					入退庁の場合の当該公務員の
					氏名

- 注1) 諮問庁の理由説明書及び補充理由説明書に基づき、当審査会事務局で、 別表を作成。
- 注2) 5欄に「-」をつけた箇所は、審査請求人が開示を求めていない部分であるために、審査対象とされていない部分である。
- 注3)5欄に掲げた(1)ないし(9)で再登退庁及び休日出勤した場合の登退庁時刻は、通番1に含まれ不開示が妥当である。